

第七十四回
帝國議會
貴族院

人事調停法案特別委員會議事速記録第三號

昭和十四年二月二十三日(木曜日)午前十時九分開會

○委員長(伯爵二荒考德君) ソレデハ只今ヨリ人事調停法案ニ關シマシテ審議ヲ進メマス

○男爵前田勇君 一二點司法當局ニ御尋ネ致シマス、此ノ法案ノ提出サレマシタ理由ガ、家事審判所ノ出來ルノガ遅レルシ、此ノ事變關係デ銃後ノ問題ガ多イカラ、此ノ法案ヲ出シタト云フ御話デゴザイマシタ、其ノ點ハ能ク分リマシテゴザイマスルガ、斯ウ云フ場合ニ、此ノ法案ヲ家事審判所ノ出來ス前ニ御出シニナルト云フ御急ギニナツタ理由ガ、何カソコニ司法當局ノ感激サレタモノガアルノデヤナイカト考ヘルノデゴザイマス、サウ云フコトガ、銃後ニ於テ問題ガ起ルト云フコトガ、戰地ニ在リマス所ノ將兵ニ自然ト耳ニ入ッテ行ケバ、士氣ニ大ナル影響ヲ及スコトト考ヘマス、斯ウ云フコトハ恩給法ノ改正ナリ、或ハ厚生省ノ方面ノ社會事業ト云ヒマスカ、援護事業或ハ在郷軍人會トカ婦人會トカ、サウ云フ教化團體ヲ使ッテ、司法當局ノ手ニ廻ラヌ前ニ解決ヲシテ置イタナラバ、非常ニ好都合デ

アルト考ヘルノデアリマスルガ、ソレハ此處デ御尋致シマセストシテ、司法當局ノ此ノ立案ヲ御急ギニナリマシタ感激ヲ受ケラレマシタ事件ガアルト私ハ想像シマス、其ノ事件ノ多カッタモノ、或ハ特ニスウ云フヒドカッタモノト云フヤウナコトニ付テ、個々ノ具體的ノ事例ヲ腹藏ナク御示ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマス、モウ一點御尋ネ致シマス、只今申上ゲマシタヤウナコトハ、サウ云フヤウナ緊急ヲ要スルト云フヤウナ事柄ハ、現下ノ我が國ノ思想混亂ガ一ツノ動機ニナッテ居ルト考ヘルノデアリマス、例ヘバ個人主義、自由主義、共產主義、サウ云フヤウナモノノ思想混亂ノ影響ガ相當ニ入ッテ來テ居ルト考ヘルノデアリマス、第二條ニハ「道義ニ本ヅキ溫情ヲ以テ」ト云フコトガアリマスケレドモ、此ノ道徳或ハ社會通念ト云フヤウナモノハ、其ノ時勢ノ思想ノ波ニ依テ相當變化ヲ起スモノト考ヘルノデアリマス、併シ我ガ國ハ萬古不易ノ國體ヲ持ッテ居リマスノデアリマシテ、其ノ國體ノ根源ニナリマス所ノ道徳ノ根本ハ、矢張り萬古不易デナクテヤナラヌト思フノデアリマス、如何ニ思想ガ混亂シテモ、又元ニ戻

シテ、萬古不易ノ國體精神ニ戻ラナケレバナラス、國體精神ノ根源ハ矢張り忠孝一致ニアリマス、其ノ忠孝一致ノ基調ヲナスモノハ家族ノ精神ニアルト考ヘルノデアリマス、ソコデ斯ウ云フ爭ヲ起シマスコトニ付テ、調停委員トシテ第九條ニ其ノ選任ノ方法ガ書イテアリマスガ、調停委員ガ只今サウ云フ思想ヲ持ッテ居ルト私ハ申スノデアリマセスケレドモ、今一般ガサウ云フ混亂狀態ニ陥リ、殊ニ最高學府ノ教授邊アタリニ於テモ、サウ云フ思想ヲ持ッテ司直ノ手ニ掛タト云フ人ガアリマスノデ、萬一サウ云フ誤ッタ考ガ調停委員ノ中ニアリマス、次デ我が國ノ家族精神ヲ破壊シ、ソレガ延イテ國家ノ道徳ノ根本迄破壊スルニ立到ルノデハナイカト云フコトヲ憂ヘテ居ルノデアリマス、又一方カラ考ヘマス、此ノ法案バカリデハアリマセス、總テノ調停ノ法案モデアリマスルガ、義務ヲ履行スル、或ハ責任ヲ果スト云フ所ノ精神ハ、近頃我ガ國民ニ於テ多少缺ケテ居ル點ガアルコトヲ日々見ルノデアリマス、紛爭ヲ起シマスコトハ、必ズ義務ヲ履行セナカッタカ、責任ヲ果サナカッタ云フヤウナコトガ大部分トナッテ

起ッテ來ルト考ヘマス、ソレガ調停サレルト、一方ニハ義務ヲ履行セヌデモ調停裁判ニ掛レバソレデ済ムデヤナイカト云フ觀念ヲ起シテ來ハセヌカ、義務ノ履行ノ觀念或ハ責任ヲ果スト云フ所ノ觀念ヲ稀薄ニナルト云フ虞ハナカラウカ、サウ云フ稀薄ニナルト云フコトナリマス、ソレガ延イテ矢張り國體ノ道徳ノ根本デアル忠孝一致ノ精神ニモ影響ヲ及シテ來ルト、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、デアリマスルカラ此ノ法案ノ一番大事ナ所ハ調停委員ノ選任ニアルト思ヒマス、此ノ第九條ニ示サレテアリマスルコトハ能ク分ルノデアリマスルケレドモ、其ノ邊ニ付キマシテ如何ニ司法當局デハ御考ニナッテオイデニナリマスカ、此ノ二點ニ付テ司法當局ノ御考ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 便宜上先ヅ第二點カラ御答ヘ致シタイト存ジマス、只今御指摘ニナリマシタ通りニ、我が國ニハ世界ニ冠絶致シマシタ古來ノ美風ガアルノデアリマシテ、此ノ美風ヲ何處迄モ維持シテ行キマスルコトハ、社會如何ナル方面ニアリマスルヲ問ハズ、萬人ノ責務ト心得ベキコ

トト存ズルノデアリマス、殊ニ人事調停ニ
關スル限リニ於キマシテハ、專ラ此ノ淳風
美俗ニ則ツテソレニ依ツテ事ヲ處理スベキモ
ノト確ク信ジテ居ル次第デアリマス、只今
モ御示ニナリマシタ通り、我が國ニ於キマ
シテハ不幸ニシテ過去十餘年ノ間、相當忌
マハシキ風潮ガ諸方面ニ荒シデ居リマシタ
コトハ、誠ニ残念ノ至リデアリマス、併シ
此ノ家族主義ノ關スル限リニ於キマシテハ、
今日マダ決シテ其ノ根柢ハ弛シデ居ナイト
存ズルノデアリマス、併シ今ニシテ強キ決
心ヲ固メマシテ、サウシテ在來ノ美風ヲ更
ニ發揚スル努力ヲ要スルモノト思フノデア
リマシテ、人事調停法案ノ立案ヲ致シマシ
タ趣旨モ此ノ點ニアルト存ズル次第デアリ
マス、サウシテ只今御示ニナリマシタ通り
ニ、調停委員ヲ專ラ嚴選シナケレバナラナ
イト云フコトハ誠ニ御説ノ通りデアリマシ
テ、屢々申述ベマシタ通りニ、在來既ニ行ッ
テ居リマスル四種類ノ調停ニ付キマシテ
モ、既ニ調停委員ノ適否ニ付キマシテ相當
ノ非難ガアツタノデアリマス、詰リ私共ト致
シマシテハ苦汁ヲ相當嘗メテ居ル譯デアリ
マス、此ノ經驗ニ照ラシマシテ、人事調停
ニ於キマシテハ專ラ此ノ人選ニ最善ノ努力
ヲ致シタイト存ジテ居リマス、御注意ハ誠

ニ多ト存ズル次第デアリマシテ、努メテ御
趣旨ニ副ヒタイト存ジテ居リマス、第一點
デアリマスルガ、恐縮デアリマスルガ委員
長ノ御許ヲ得マシテ速記ヲ省略シテ御答ヘ
致シタイト思ヒマスルガ、如何デゴザイマ
スカ

○委員長(伯爵ニ荒芳德君) 速記ヲ止メテ
下サイ

(速記中止)

○委員長(伯爵ニ荒芳德君) 速記ヲ始メ

テ、前田男爵

○男爵前田男爵 モウ一點單簡デスカ

ラ……、第一條ノ問題デゴザイマスガ、前ニ
岩田委員カラモ御質問ガアリマシテ、私ハ
岩田委員ノ御説ノ通りダト之ヲ解釋スルノ
デアリマス、民事局長アタリノ法文ノ御解
釋ガ、其ノ通りニ一般ノ國民ガ、法律ノ文
句ヲ知ラス者ガ讀ンデサウ云フヤウニ解釋
スルカト私ハ思フノデアリマス、私ハ唯普
通ノ文ヲ讀ム其ノ文章ノ意味カラ考ヘマス
ト云フト、「其ノ他」ト云フハ上ノコトニ關
係ナイヤウニ考ヘルノデアリマス、併シサ
ウ云フコトハ議論ニナリマスカラ……、此
ノ家族親族間ノ爭、其ノ他家庭一般ニ關ス
ル爭、是ハ總テ紛爭ハ家庭ヲ基準トシテ起
ルト思ヒマスカラ、家庭ニ關セザル紛爭ハ

ナイト思ヒマス、サウシマススト云フト紛爭ハ
總テ家庭ニ關スル事件ニナリマス、其ノ中
カラ現存ノ四ツノ調停法案ノアリマスモノ
ヲ差引イタノガ、此ノ人事調停法ニ掛ルモ
ノト解釋シテハ如何ナノモノデアリマセウ
カ、此ノ點……

○政府委員(大森洪太君) 御説ノ通りノヤ

ウニナラウト存ジマスルガ、家族親族間ノ紛
爭ノ問題ニ付キマシテハ、法文ノ用例上ノ
問題デアリマシテ種々論議モアリマセウ、
唯私共ノ考ヘマシタ所ハ、此ノ人事調停ノ
制度ハ今度新シク開クノデアリマスカラ、
先ヅ家庭事件ヲ中心トシテ、ソレニ總テノ
精力ヲ集注致シマシテ、サウシテ其ノ實行
ノ成績ニ依リマシテ、若シ擴張スベキモノ
ガアルナラバ之ヲ擴張シテ行キタイ、漸進
主義ヲ執リタイト云フ積リデアリマス、デ
アリマスカラ、今日ノ積リデハ家族親族ノ
爭ニ致シマシテモ、家庭的ノ爭デナケレバ
之ニ取入レナイ積リデ居ルノデアリマス、
デアリマスカラ、假令骨肉間ノ爭デアリマ
シテモ、純粹ノ金錢上ノ問題、即チ人事關
係ト關聯ノナイモノナラバ、此ノ人事調
停ニハ入ラナイ積リデ居ルノデアリマス、
是モ色々實ハ考ヘタノデアリマス、擴張ヲ
最初カラ致サウカトモ思ッタノデアリマス

ルケレドモ、先ヅ擴張ヲ後ノ問題ニシテ
行ツタ方ガ宜クハナイカト思ッタ、次第デア
リマス、ト申シマスノハ、親子兄弟ノ間
デアリマスルナラバ、假令金錢上ノ問題デ
アツデモ斯様ナ圓滿ナ解決ノ途ヲ開クト云フコ
トハ結構デアラウトハ思ヒマスケレドモ、
之ヲ親族ニ擴張致シマスルト、今日ハ六親
等内ノ血族迄延ビル譯デアリマスカラ、相
當人情ノ關係ガ稀薄ナモノモアリ得ル譯デ
アリマス、デアリマスカラ兎ニ角目下ノ所、
家庭事件ヲ中心トシテ進マウデヤナイカ、
斯様ニ考ヘタヤウナ次第デアリマス

○男爵前田男爵 質問ハ終リマシタ

○委員長(伯爵ニ荒芳德君) 別ニ御質問ハ

ゴザイマセスカ、御質問モナイヤウデゴザ
イマスカラ、人事調停法ハ此ノ儘ニ致シテ
置キマシテ、非訟事件手續法中改正法律案
ニ付テ政府ノ御説明ヲ煩ハシタイト存ジマ
ス

○政府委員(大森洪太君) 是カラ御審議ヲ
願ヒマスル非訟事件手續法中改正法律案ニ
付キマシテ大體ノ御説明ヲ申上ゲタイト存
ズルノデアリマス、本案ハ御覽ノ通りニ大
變處大ナモノデアリマシテ、而セ種々ナ規
定ガ錯雜ラシテ居リマスカラ、誠ニ御審議
ヲ願ヒマスルニモ恐縮ニ存ズル次第デアリ

マス、併シ是ハ專ラ昨年御協賛ヲ願ヒマシ
タ商法中改正法律案ノ施行ニ伴ヒマス其ノ
必要ノ手續規定ヲ輯録シタニ過ギナイノデ
アリマス、御承知ノ商法中改正法律案ハ誠
ニ劃期的ノ大法典デアリマシテ、私共立案
ニ關係ヲシテ居リマスル際ニモ、固ヨリ其
ノ重要性ヲ痛感シテ居ッタデアリマスル
ガ、之ガ御協賛ヲ經マシテ公布ニナリマシ
テ、其ノ後之ニ關聯シマスル諸般ノ手續法
規ヲ整理致シマシタ其ノ際ニ、更ニ如何ニ
商法中改正法律ガ重要ナモノデアッタコト云
フコトヲ再ビ泌々ト感ジタ次第デアリマス、
即チ商法中改正法律、特ニ其ノ會社編ニ於
キマシテ、在來ノ會社法規ハ殆ド面目ヲ一
新シタノデアリマシテ、誠ニ周到綿密ナ改
正デアッタモノデアリマス、併シ御承知ノ通
リ商法中改正法律ノ規定ハ事ラ實體的法規
デアリマスルカラ、固ヨリ之ニ對應致シマ
シテ其ノ手續法規ヲ整理致サナケレバナラ
ナイノデアリマシテ、即チ非訟事件手續法
中改正法律案ガ其ノ一端トシテ現レテ參ッ
ノデアリマス、實ハ此ノ非訟事件手續法ニ致
シマシテモ、根本的改正デアリマスルナラ
バ、法規ノ體裁ヲ一新致シマシテ相當樂ニ
規定ガ出來タノデアリマセウ、併シ今回ノ
商法中改正法ノ施行ニ伴ヒマスル此ノ部分

ノ改正ハ、實ハ非訟事件手續法中ノ一部ノ
改正ニ過ギナイノデアリマスルカラ、規定
ノ方法等モ、ドウシテモ在來ノ方針ニ從ハ
ナケレバナリマセヌシ、條文ノ順序モ其ノ
變更ヲ少ク致シマスル必要上、何條ノ二ト
カ何條ノ三ト云フ工合ニ嵌メ込メ行カナケ
レバナラナカッタモノデアリマスルカラ、私
共トシテサウ云フコトヲ申上ゲルコトハ出
來マセヌケレドモ、實ハ餘リ面白クナイ仕
事デアリマシテ、極メテ苦勞ノ多イ勞作デ
アリマシタ、唯商法中改正法律ノ施行ニ伴
ヒマスル必要手續ヲ落トシマスルト大變デ
アリマスルカラ、ソレニ實ハ苦心ヲ致シテ
居リマシタ、他日非訟事件手續法ガ根本的
ニ修正セラレマスルナラバ、規定ノ方法モ
モット體裁ガ良ク出來ルカト存ズルノデアリ
マスルケレドモ、今日ノ程度ニ於テハ右申シ
マシタヤウナ事情デアリマスルカラ、在來
ノ規定ノ方法ニ拘束サレルト云フ點ガアツ
ノデアリマス

〔副委員長男爵渡邊修二君委員長席ニ
著ク〕

件デアリマス、御承知ノ通り在來此ノ章ガ
アツタノデアリマス、然ルニ會社法規ニ於キ
マシテ、其ノ設立ナリ又其ノ存立中ノ場合
ニ關シマシテ種々ノ新規定ガ出來マシタ、
デスカラ此ノ新規定ニ對應ス手續規定トシ
テ、新規定ヲ必要トスルコトニナリマシタ、
デアリマスルカラ此ノ第一章ニ付キマシテ
ハ、從來ノ規定ニ多クノ補足ヲ加ヘタト御
承知ヲ願ヒタイノデアリマス、第二章ハ社
債ニ關スル事件デアリマス、御承知ノ通り
現行商法ニ於キマシテモ社債ニ關スル規定
ハアリマシタケレドモ、是ハ極メテ貧弱デ
アリマシテ、今回ノ商法中改正法律ニ於キ
マシテ非常ニ之ヲ改メマシタ、結リ重大ナ
變更ヲ加ヘタノデアリマス、デアリマスル
ガ爲ニ、之ニ對スル手續規定ヲ多ク必要ト
スルコトニナリマシテ、此ノ第二章ハ全ク
新設ノ規定デアリマス、在來少シモナカッタ
所ニ多クノ規定ヲ設ケタノデアリマス、第三
章ノ會社ノ整理ニ關スル事件デアリマスルガ、
是亦御承知ノ通り全部新設ノ規定デアリマ
ス、會社ノ整理ニ關スル規定ヲ商法中改正法
律ニ設ケマシタノハ、此ノ商法中改正法律ノ改
正ノ一ツノ重大ナル部分デアリマス、詰リ
在來會社ノ整理ニ付テ全ク法律上ノ規定ガ
ナカッタノデアリマシテ、之ニ相當重要ナル制

度ヲ新タニ設ケタ次第デアリマス、其ノ商
法中改正法律ノ會社ノ整理ニ關スル規定ニ
伴ヒマシテ、第三章ハ一團トシテ新設ノ規
定デアリマス、第四章會社ノ清算ニ關スル
事件デアリマスルガ、是ハ現行非訟事件手
續法ニ於キマシテハ第二章トシテ掲ゲラレ
テ居リマシテ、是ハ在來アツタ規定デアリマ
ス、併シ此ノ會社ノ清算ニ付キマシテモ、商
法中改正法律ハ重大ナル變更ヲ加ヘタノデ
アリマシテ、御承知ノ特別清算ト云フ一ツ
ノ新シイ制度ヲ清算中ニ設ケマシタ、デア
リマスルカラ特別清算ニ關スル限リニ於キ
マシテハ、此非訟事件手續法中ノ改正法律
モ全ク新規ノ規定デアリマス、此ノ特別清
算ニ關スルモノノ外デモ、詰リ普通清算デ
モ、商中改正法律ノ規定ハ大分綿密トナリ
マシタカラ、ソレニ從ッテ若干種エタモノモ
アリマス、之ヲ要スルニ普通清算デモ相當
殖エテ居リマスルシ、特別清算デハ全ク新
シイモノデアリマスルカラ、之ニ關スルモ
ノハ全部殖エテ居ル次第デアリマス、第五
章商業登記ニ付キマシテモ種々ノ改正又ハ
追加ガアルノデアリマスルガ、是等ハ在來
アツタモノデアリマシテ、在來アツタモノニ
繼ギ足シタニ過ギナイノデアリマスルガ、
特ニ此ノ第八節ノ有限會社ノ登記ハ全ク新

シイモノデアリマス、御承知ノ昨年御協賛ヲ願ヒマシタ有限會社法ニ依リマシテ、新シク有限會社ナル特殊ノ法人ガ出來タノデアリマスルカラ、之ニ對應スル登記手續ガ全ク新シイト云フ次第デアリマス、サウシテ非訟事件手續法中改正法律ハ商法中改正法律、有限會社ト共ニ、若シ此ノ法案ガ幸ニシテ御協賛ガ願ヘマスルナラバ、昭和十五年ノ一月一日カラ一齊ニ施行シタイト存ジテ居リマス、ト申シマスルノハ、今日商法中改正法律及有限會社法ガ公布ニナッデ居リマスルケレドモ、之ニ關スル手續法即チ非訟事件手續法中改正法律案等ガ實施サレナケレバ、商法中改正法律モ有限會社法モ動カナイ譯デアリマス、デアリマスルカラ此ノ法案等ガ幸ニ御協賛ヲ願ヘマスルナラバ、今年ノ四月一日カラデモ施行ガ出來ル筈デアリマスガ、併シ銀行會社ナリ營業者カラノ強キ希望ト致シマシテ、年ノ真中カラ施行サレテハ大變迷惑デアルカラ、冀クバ一月一日カラ施行ヲシテ貰ヒタイト斯ウ云フノデアリマシテ、此ノ希望ハ御尤デアルト思ヒマシテ、今後ノ最初ノ機會、即チ昭和十五年一月一日カラ實施シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、右申シマシタヤウニ、此ノ法案ハ大變厄大ナ法案デアリマス

ルケレドモ、專ラ商法中改正法律ノ施行ニ伴フモノデアリマシテ、其ノ以外ニ一步モ出テ居ナイノデアリマス、唯一點直接關係ハナイノデアリマスルケレドモ、實質的ニ一ツノ改正ヲ試ミマシタ、ソレハ最後ノ部分デアリマシテ、順序ガ顛倒致シマスルケレドモ、是ハ必ズシモ商法中改正法律ノ施行ニハ伴ハナイモノデアリマスルカラ、此ノ點ダケ豫メ先ヅ御諒解ヲ得テ置キタイト存ズルノデアリマス、ソレハ最後ノ條文デアリマシテ、此ノ印刷物ノ第四十六頁ニアリマスガ、第二百八條ノ二ト云フ規定デアリマス、「第二百八條ノ二、裁判所ハ相當ト認ムルトキハ當事者ノ陳述ヲ聽カズシテ過料ノ裁判ヲ爲スコトヲ得、當事者及ヒ檢事ハ前項ノ裁判ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得前項ノ裁判ハ異議ノ申立ニ依リテ其ノ效力ヲ失フ、異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ當事者ノ陳述ヲ聽キタル上更ニ裁判ヲ爲スヘシ」此ノ規定デアリマス、御承知ノ通りニ此ノ過料ノ裁判ニ付テノ規定ハ、固ヨリ現行非訟事件手續法ニモアルノデアリマシテ、其ノ規定ニ依リマス過料ノ裁判ヲ爲スニ當リマシテハ、必ズ當事者ノ陳述ヲ聽カナケレバナナイト云フコトニナッテ居ルノデアリ

マス、過料ハ刑罰デハアリマセヌケレドモ、固ヨリ一種ノ制裁デアリマスルカラ、當事者ノ陳述ヲ聽カナイテ制裁ヲ科スルコトハ宜シクナイト云フ趣旨カラ來タ規定デアリマセウ、デスカラ此ノ規定ノ趣旨ニ付テハ結構デアラウト思フノデアリマス、然ルニ在來ノ取扱ノ例ニ徴シマスルト、此ノ規定ハ必ズシモ望マシキモノデハナイノデアリマス、即チ例ヘバ會社ニ過料ヲ科スルト云フ場合ニ、必ズ當事者ガ陳述シタ上デナケレバ裁判ガ出來ナイトナッテ居リマスルカラ、其ノ會社ノ當事者即チ社長、之ヲ先ヅ喚ブコトニナルノデアリマス、會社ニ依リマシテハ總裁、頭取ニ當リマス、處ガ斯ウ云フ總裁ナリ頭取ナリ社長ナリガ呼出シヲ掛ケラレテ誠ニ迷惑スルノデアリマス、ビックリ致スノデアリマス、デアリマスカラ必ズシモ聽カナイデソレデ裁判ガ出來ルナラバソレデモ宜クハナイカト云フノガ、此ノ第二百八條ノ二ヲ設ケタ趣旨デアリマシテ、御承知ノ刑事事件ニ於テスラ略式手續ト云フノデアリマス、デスカラ此ノ過料ニ付テモ略式ノ手續ヲ認メタラドウデアラウカト云フコトガ、商法中改正法律審議ノ際ニモ問題ニナリマシタ、ト申シマスノハ、此ノ商法中改正法律ニ於キマシテ過料ノ事

件ガ殖エマシタカラ、斯様ニ殖エレバドウシテモ略式ノ手續ヲ開クコトガ便利デハナイカト云フコトニナッタノデアリマス、略式ノ手續ヲ開クコトハ結構デアリマスルケレドモ、之ガ爲ニ過料ヲ受ケル方ノ權益ヲ害シテハイケマセヌカラ、其ノ點モ十分考慮ヲシナケレバナナイノデアリマス、デアリマスルカラ、第一項ニ略式ノ、即チ當事者ノ陳述ヲ聽カナイデモ過料ノ裁判ガ出來ルト云フコトヲ決メマスルト共ニ、第二項ニ於キマシテ當事者ナリ檢事ナリハ其ノ略式ノ裁判ノ告知ヲ受ケタ日ヨリ一週間内ニ異議ノ申立ヲスルコトガ出來ルト云フコトニ致シマシテ、其ノ異議ガアレバ略式ノ裁判ハ當然效力ヲ失フコトニシタノデアリマス、サウシテ第三項ニ於キマシテ異議ノ申立ガアッタナラバ裁判所ハ改メテ當事者ノ陳述ヲ聽イテ、略式デナイ本當ノ過料ノ裁判ヲシナケレバナナイト云フコトニ致シマシタ、サウスルト會社側デモ何等ノ利益ハアリマセヌ、兎ニ角呼出シヲ受ケルト云フ「ショック」ヲ受ケル其ノコトガ助カル譯デアリマス、大變便利デハナイカト思フノデアリマス、是ダケガ、商法中改正法律ノ立案ノ際ニアッタ問題デハアリマスルケレドモ、直接關係ナイコトデアリマスルカラ

特ニ申添ヘテ置ク次第デアリマス、一々箇箇ノ條文ニ互ツテ參リマシテモ甚ダ煩雜デアリマスルカラ、如何致シマセウカ、今日ハ第一章トカ第二章トカ云フノ大體ノコトヲ申上ゲテ進ンデ參リマセウカ、皆様ノ御意嚮ニ依リマシテ……大分煩雜デスカラ説明ノ仕方ヲ御教ヲ願ヒタイト思ヒマスガ……

○副委員長(男爵濱邊修二君) 御諮ヲ致シマス、只今政府委員ヨリ説明ノ方法ニ付テ御相談ガアリマシタガ、各一章毎ニ、一章ニ二位ヲ繼メテ御説明ヲ願ヒマシテ、ソレニ付テ質疑ヲ致シマシテ、又濟ミマシテカラ全體ニ付テ後ナリ或ハ初メナリ御質疑ヲナサルヤウニ致シタラ如何デセウカ……御異議ナイト認メマス、ソレデハサウ云フ風ニ御願ヒ致シマス

○政府委員(大森洪太君) 只今ノ御指圖ニ依リマシテ先ヅ第一章ニ付テ簡單ニ御説明申上ゲタイト存ジマス、第一章ノ最初ノ第三十七條、是ハ唯條文ノ整理ヲ致シタダケデアリマス、實質ニ變更ハゴザイマセヌ、詰リ新シイ條文ガ中ニ加ツタモノデアリマスルカラ、其ノ不必要ナルモノヲ除イテ、必要ナモノヲ殘シタト云フダケデアリマス、第七十一條ノ三第一項、第百十六條、是モ

實ハ形式上ノ改正ダケデアリマス、ト申シマスルノ御承知ノ「及、並」ヲ使ヒ方ガ今日ノ例トハ違ツテ居リマス、サウシテ此ノ度改正ニテリマシタ部分ニ、新シイ例ニ從ヒマシテ規定ヲ致シマシタモノガアリマスカラ、殘リノ部分ハ之ヲ改メル必要ガアリマシテ、體裁ヲ揃ヘタト云フダケノ問題デアリマス、實質ニ何等變更ハゴザイマセヌ、第百二十六條ハ今日モアル規定デアリマシテ、會社ノ設立並ニ存立中ノ諸般ノ問題ニ付テノ管轄ヲ定メタ規定デアリマス、此ノ中ニ在來ノモノヲ存置致ス必要ガアルモノアリ、又之ニ新タニ加フルモノガ出來テ來タノデアリマス、簡單ニ拾ツテ參リマセウ、第一項デアリマスルガ、商法第五十八條ハ御承知ノ解散命令ノ問題デアリマシテ、是ハ今日モアリマスノデ、唯條文ノ數ヲ書き變ヘタダケデアリマス、次ノ第百七十三條第一項、第二項、是モ今日アル規定デアリマシテ、發起設立ノ場合ニ於ケル設立經過ノ調査ノ爲ノ検査役ノ選任ノ問題デアリマス、第百七十八條ハ全ク新シイ規定デアリマシテ、御承知ノ株金ノ拂込銀行及拂込信託會社、之ヲ變更致シマシタリ、其ノ拂込金ノ保管替ヲ致シマス場合ノ規定デアリマス、第百八十一條第一項ハ、是ハ

在來アリマシタ規定デ、募集設立ニ於ケル設立經過ノ調査ニ關スル問題デアリマス、第二百十四條第一項但書、是ハ全ク新シイ規定デアリマシテ、裁判所ノ許可ヲ得テ競賣ニ依ラズシテ株式ノ處分ガ出來ルト云フ規定デアリマス、第二百二十七條第二項ハ、在來カラアル規定デアリマス、小數株主ノ總會招集ニ關スル規定デアリマス、第二百五十八條第二項ハ是ハ新シイ規定デアリマス、取締役缺員ノ場合ノ職務代行者選任ニ關スル規定デアリマス、第二百七十二條モ新設ノモノデアリマス、急迫ナル場合ニ於ケル職務代行者選任ニ關スル問題デアリマス、第二百九十一條ノ第二項、是ハ在來カラアルノデアリマシテ、建設利息ノ定メニ付テノ認可ノ問題デアリマス、第二百九十四條モ在來カラアルノデアリマス、少數株主ノ検査役選任ノ申請ニ關スル問題デアリマス、ソレカラ第三百五十三條第一項デアリマスガ、是ハ新設デアリマス、所謂ノ危険視スベキ増資ニ付検査役ノ選任ヲシナケレバテラナイト云フ規定デアリマス、第三百七十四條第二項モ新設デアリマシテ、増資無効ノ判決ガ確定シマシタ場合ノ善後措置ニ關スル規定デアリマス、次ハ其ノ準用規定トナツテ居リマス、例ヘバ解散命令ノ規

定ハ有限會社法ニモ準用サレテ居ルノデアリマス、又ソレ等ノ中デ或種ノモノハ外國會社ニモ亦株式合資會社ニモ準用サレテ居ルノデアリマス、次ニ第百五十三條第二項デアリマスガ、是ハ御承知ノ合資會社ノ有限責任社員ノ所謂検査權ニ關スル規定デアリマシテ、是ハ在來既ニアル所デアリマス、有限會社法ノ第八條第一項但書、是ハ御承知ノ有限會社法ニ於キマシテハ、社員ガ五十人以内デアアルコトハ原則デアリマスルガ、裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ増スコトガ出來ルト云フ場合ノ規定デアリマス、第四十五條ソレカラ第六十七條第三項、是ハ少數社員ノ検査役ノ選任ノ請求及組織變更ヲ致シマシテ、其ノ結果株式會社ニナル場合ノ許可ノ規定デアリマス、是等ノ事件ハ會社本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルト云フコトヲ定メタノデアリマシテ、要スルニ在來アリマスルモノノ條文ノ整理デ、之ヲ改メマシタモノ、新シイモノ、之ニ加ヘタモノ、是等ガ第一項ニナルノデアリマス、第二項ハ全ク新設ノモノデアリマシテ、商法第百一十一條第三項、是ハ合併無効ノ判決ガ確定シマシタ場合ノ善後措置デアリマス、第二項、第一項ト分ケマシタノハ、第一審ノ受訴裁判所ノ管轄ト云フコトニナツテ居

リマスカラ、單純ニ會社ノ本店ノ所在ノ
地方裁判所ト云フコトニハ參ラナイノデア
リマス、第三項ノ商法第四百八十四條ト云
フノハ、是ハ在來アリマシタ支店閉鎖ニ關
スル問題デアリマス、其ノ準用規定ト云フ
ノハ、是ハ有限會社法ニ出來タノデアリマ
シテ、有限會社法ノ第七十六條ガソレデア
リマス、其ノ次ノ有限會社法第六十條第二
項ハ、有限會社ト株式會社トガ合併致シマ
シテ、殘リマスル會社ガ株式會社トナル場
合ノ許可ニ付テノ問題デアリマス、末項ハ
在來ノ通りノ規定デアリマス、商法中改正
法律ニ依ッテ條文ノ順序ガ變リマシタカラ、
其ノ順序ヲ變ヘタダケデ、商法第五百二十
七條第一項ハ、商事賣買ニ付テノ競賣ノ問
題、第七百五十七條ハ御承知ノ海商ノ船舶
所有者ガ運送品ヲ競賣スル場合ノ規定デア
リマス、第七百七十二條第二項デアリマスガ、
「取締役又ハ株主」ト云フヲ「申請人」ニ改メ
マシタノハ、商法中改正法律ノ第八十一條
第二項デ發起人ガ加リマシテ、又有限會社
法ノ第四十五條ニ依リマシテ、社員ガ加ッ
カラデアリマス、ソレカラ第百二十九條第
一項、是ハ條文ノ整理ダケノ問題デアリマ
ス、次ノ第百二十九條ノ二ノ改正モ條文ノ
整理デアリマス、次ノ第百二十九條ノ三ハ、

條文ノ整理ト新シク加ッタモノトガアルノ
デアリマス、即チ商法ノ第百二十四條ヲ第
百七十三條第一項ニ改メマシタコトト、又第
百九十八條ヲ第百九十四條第一項ニ改メ
マシタコトト、是ハ唯條文ノ整理デアリマ
ス、而シテ第百八十一條第一項、第三百五
十三條第一項、之ヲ加ヘマシタノハ新シイ
問題デアリマス、即チ第百八十一條第一項
ハ、募集設立ノ場合ノ検査役ノ選任ノ規定
デアリマス、第三百五十三條第一項ハ、所
謂危險視セラルベキ増資ノ場合ノ検査役選
任ノ規定デアリマシテ、先程申述ベマシタ
通りニ第百二十六條ニ管轄ガ定ッテ居リマス
ル其ノ事件ノ手續ヲ、是カラ順々ニ規定シ
タモノデアリマス、尙甚ダ恐縮デアリマス
ルガ、先程第百二十六條第一項ノ中デ其ノ
準用規定ノ四番目ノ第百八十一條第一
項ヲ、在來アル規定ダト申シマシタノハ間
違デアリマシタ、是ハ商法中改正法律ニ依
ル新設ノ規定デアリマシテ、募集設立ノ場
合ノ設立經過ノ調査ノ規定デアリマス、右
訂正ノ御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、第百三
十條ハ條文ノ整理デアリマス、第百三十一
條第一項、是モ條文ノ整理ニ過ギナイノデ
アリマス、第百三十二條ノ二デアリマスガ、
之ニ引イテアリマス商法ノ條文ハ拂込銀行

ナリ信託會社ヲ變更スル、又ハ拂込金ノ保
管替ヲスル場合デアリマシテ、括弧内ノ準用
條文ハ増資ノ場合ノ同様ノ規定デアリマス、
是等ノ許可ノ申請ノ手續ヲ茲ニ規定ヲ致シ
タノデアリマス、第百三十二條ノ三デアリ
マスガ、茲ニ引用シテアリマス商法ノ條文
ハ株式ヲ競賣スルニ當リマシテ、競賣以外
ノ方法ヲ裁判所ノ許可ニ依ッテ定メルコト
ノ出來ル規定デアリマス

〔委員長伯爵二荒芳徳君委員長席ニ復
ス〕

括弧ノ中ニ準用シテ居リマスノハ、減資ノ
場合ノ端株ノ處分、合併ノ場合ノ株式併合
ノ際ニ於ケル端株ノ處分ノ規定デアリマス、
即チソレ等ノ場合ニ於ケル裁判所ノ許可申
請ニ付テノ手續規定ヲ茲ニ設ケタ次第デア
リマス、次ハ第百三十二條ノ四デアリマシ
テ、茲ニ引用ニナッテ居リマスル商法ノ條文
ハ、取締役缺員ノ場合ノ職務代行者選任ニ
關スル規定デアリマシテ、括弧内ニ準用ニ
ナッテ居リマスノハ、監査役ニ付テノ問題デ
アリマス、即チソレ等ノ選任ノ裁判ノ申請
ヲスル手續及其ノ裁判手續ヲ本條ニ置イタ
ノデアリマス、第二項ニ於キマシテ非訟事
件手續法中ノ條文ヲ準用シテ居リマスガ、
其ノ第百二十九條ノ三ガ報酬ニ關スル規定、

第百二十九條ノ四ハ即時抗告ニ關スル規
定デアリマス、第百三十二條ハ、理由ヲ附
シタル決定ヲ以テ裁判ヲシナケレバナラヌ
ト云フ規定、及ビ申請ヲ許シタ裁判ニ付キ
マシテハ不服ノ申立ヲ許サナイト云フ規定
デアリマス、是等ヲ此ノ手續ニ準用致シタ
次第デアリマス、第百三十二條ノ五デアリ
マスルガ、茲ニ引用ニナッテ居リマスル商
法ノ第二百七十一條第一項但書ハ、民事訴
訟法上ノ假處分ニ依リマシテ設ケラレマシ
タ職務代行者ガ、常務以外ノ行為ヲ爲スニ
付テノ許可ヲ得ナケレバナラナイト云フ規定
デアリマシテ、括弧ノ中ニナッテ居リマス準
用條文ハ、非訟事件手續法上ノ假處分トシ
テ選任セラレテ居リマスル代行者ノ、常務以
外ノ行為ヲ爲スニ付テノ許可ヲ得ナケレバ
ナラナイト云フ規定デアリマス、即チ本條
ハ是等ノ許可ノ申請ニ付テノ手續及裁判ニ
付テノ規定デアリマス、第百三十二條ノ六
デアリマスルガ、第一項ニ準用ニナッテ居リ
マスル非訟事件手續法ノ規定、第百二十九
條ノ四ハ先程申シマシタ即時抗告ニ關スル
規定、第百三十二條ノ第一項ハ理由ヲ附シ
タル決定ヲ以テ裁判ヲシナケレバナラナイ
ト云フ規定デ、第百三十二條ノ四ノ第一項
ト云フノハ、取締役、監査役ノ陳述ヲ聽カ

ナケレバナラナイト云フ規定デアリマシテ、是等ノ手續ハ即チ商法第二百七十二條、是ハ非訟事件ノ假處分トシテノ職務代行者ヲ選任スル場合ノ規定デアリマス、其ノ括弧内ハ之ヲ監査役ニ準用シタ規定デアリマシテ、即チ是等ノ選任ナリ、其ノ取消ナリ、變更ナリノ裁判ニ付テ、只今申シマシタ第二百二十九條ノ四等ノ規定ヲ準用シタ規定デアリマス、第二項ハ假處分ニ關スル民事訴訟法ノ規定、其ノ性質ノ許サナイモノヲ除ク外、此ノ裁判ニ準用スルト云フノデアリマシテ、即チ事實ノ疏明、保證等ノ規定ヲ茲ニ特ツテ來ヨウトシタ趣旨デアリマス、第三百三十三條デアリマスガ、第三百三十三條ノ劈頭ニ準用ニナツテ居リマスル非訟事件手續法中ノ規定ノ第三百三十二條ノ二ト云フノハ、事實ノ疏明、申請者ガ何人デアアルカ、或ハ裁判手續ガ斯様ナモノデアルト云フ趣旨ノ規定デアリマス、ソレ等ノ規定ハ商法第二百九十一條第二項、即チ建設利息ノ定款ノ認可ニ準用セラレルノデアリマス、其ノ中ノ準用規定ハ、増資ノ場合ニ建設利息ノ定メノ認可ヲ更ニ延長スルト云フ規定デアリマス、即チソレ等ノ認可ノ手續ニ付キマシテハ、第三百三十二條ノ二ノ規定通りニヤルト云フ趣旨ヲ明カニシタノデアリマス、第三百三十三條ノ二デアリマスガ、茲ニ引用ニナツテ居リマスル商法第三百七十四條第二項ト申シマスノハ、増資無効ノ判決ガ確定シタ場合ノ善後處置ニ關スル規定デアリマス、其ノ規定ニ依ル申請ハ、増資無効ノ判決ガ確定シタ日カラ六箇月内ニ之ヲシナケレバナラナイト致シマシテ、第二項ヲ審問ハ前項ノ期間ヲ經過シタ後デナケレバ始メテハイケナイト云フコトニシマシタノハ、増資ノ申請ガ多ク起リマシタナラバ、之ヲ一括シテ即チ併合審理、併合裁判ヲ爲サシメル所ノ規定デアリマス、第四項、第五項ハ公告ノ問題ノ規定デアリマス、第三百三十三條ノ三デアリマスガ、右申シマシタ裁判ハ、是ハ總株主ニ對シテ效力ヲ生ジナケレバナリマセスカラ、其ノコトヲ明カニシマシタ、第二項ハ手續ニ付テ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用シタノデアリマス、第二百二十九條ノ第一項ハ、理由ヲ附シタル決定ヲ裁判ヲスルコト、第二百二十九條ノ二ハ、取締役、監査役ノ陳述ヲ聽カナケレバナラナイト云フコトデアリマス、第二百二十九條ノ四ハ、即時抗告ガ出來ルト云フノデアリマシテ、第三百三十二條ノ五ノ第三項ハ、執行停止ノ爲ノ規定デアリマス、第三百三十四條ハ、茲ニ引用ニナツテ居リマスル商法第五

十八條第一項、第二項ノ裁判ノ問題デアリマシテ、是ハ御承知ノ解散命令ニ關スル規定デアリマス、此ノ裁判ハ茲ニ劈頭ニ準用ニナツテ居リマスル第二百二十九條ノ第一項ノ規定ニ依ルベシト云フノデアリマシテ、ソレハ、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲスベシト云フ規定デアリマス、第三百三十五條第一項ノ改正デアリマスガ、是ハ解散命令ノ申請者デアリマス、其ノ申請者ニ、改正法律ニ依リマシテ利害關係人ガ殖ニマシタカラ之ヲ入レタノデアリマス、尙第三百三十五條ノ第二項ヲ削ツタノデアリマス、在來ハ國庫ノ負擔ト云フ趣旨デ進ンデ居リマシタ、即チ此ノ裁判ノ費用ノ問題デアリマスガ、今回ハ利害關係人ガ入リマシタガ爲、總て國庫ノ負擔トスルノハ甚ダ妥當ヲ缺クノデアリマシテ、總則ノ第二十六條、第二十八條ニ依リマシテ、適當ニ負擔者ヲ決メルコトガ出來ルノデアリマスカラ、總則ノ規定ヲ其ノ儘持ツテ行ケバ宜イノデアリマス、謂ハバ現行法ノ第三百三十五條ノ第二項ガ特例デアッタノデアリマス、其ノ特例ヲ止メタ方ガ宜イト云フコトニナツタカラソレヲ削ツタニ過ギナイノデアリマス、第三百三十五條ノ二ノ規定デアリマス、茲ニ準用ニナツテ居リマスル第三百三十三條ノ二、第四項

及第五項ノ規定デアリマスガ、是ハ公告ノ規定デアリマス、ソレハ御承知ノ通りニ商法第五十八條第一項、第二項ノ解散命令ノ申請ハ利害關係人モ之ヲ爲スコトニナリマシタカラ、ドウシテモ公告ノ手續ヲ茲ニ擴張ル必要ヲ生ジタノデアリマス、第三百三十五條ノ三デアリマス、是ハ内容ハ現行法ニモアルノデアリマスガ、併シ條文ガ斯様ニ錯雜ニナリマシタカラ、此ノ分ダケヲ茲ニ掲ゲタノデアリマス、内容ニ毫モ變更ハナイノデアリマス、次ニ第三百三十五條ノ四デアリマシテ、是ハ新シイ規定デアリマス、商法第五十八條第三項ニ依リマシテ會社ニ解散命令ヲ發シマス場合ニ、管理人ヲ選任シタリ又ハ會社財産ノ保全ニ必要ナル處分ヲ爲スコトガ出來ルト云フコトニナツテ居リマス、ソレニ對應シタ手續規定デアリマシテ、多ク不在者ノ財産管理人ニ付テノ規定ヲ茲ニ持ツテ來タノデアリマス、第三百三十五條ノ五デアリマス、商法第五十九條ニ依リマシテ新シク出來マシタ解散命令ニ付テノ擔保請求ニ付テノ問題デアリマス、其ノ擔保ニ關シテ、民事訴訟法ノ擔保ニ關スル規定ヲ茲ニ準用シタノデアリマス、第三百三十五條ノ六、是ハ現在アリマスル規定デ何等變更アリマセヌ、唯條文ノ順序ガ變リマ

第四部第一〇類 人事調停法案特別委員會議事速記録第三號 昭和十四年二月二十三日

シテ、現在第三百三十五條ノ四ニナッテ居リマスノガ六ニナッダケデアリマス、第三百三十五條ノ七ハ、新設ノ規定デアリマシテ、合併無効ノ判決ニ關スル規定デアリマス、商法中改正法律ニ之ニ當ル法定ガ出來マシタカラ、手續規定ヲ茲ニ持ッテ來タニ過ギナイノデアリマス、第三百三十五條ノ八モ同様デアリマス、茲ニ準用ニナッテ居リマスル最初二、三ノ條文ハ、非訴事件手續法中ノ規定デアリマス、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ即時抗告ガ出來ル、或ハ執行停止ニ關スル規定デアリマス、ソレ等ノ規定ハ、茲ニ引用ニナッテ居リマスル商法ノ第一百一十一條第三項、即チ合併無効ノ判決ガ確定シタ場合、括弧中ニ準用ニナッテ居リマスノハ、合資會社ナリ株式會社ナリ是ガ準用ニナルト云フ譯デアリマス、其ノ場合ノ裁判ニ付テ、前申上ガマシタヤウナ非訴事件手續法中ノ規定ガ準用サレルト云フ規定デアリマス、第三百三十五條ノ九ハ、在來申シマシタ中デ或種ノ必要ナルモノガ株式合資會社ニ準用セラレマシタリ、又有限會社ニ準用サレマシタリ、外國會社ニ準用サレマシタリスル場合、ソレニ付テノ必要規定デアリマス、第三百三十五條ノ十ハ、是亦商法ニ新設サレタモノデアリマシテ、合名會社ノ社員ヲ退社セシム

ル場合ニ付テノ規定デアリマス、準用ニナッテ居リマスルノハ、合資會社ニ付テ、又株式合資會社ニ付テノ問題デアリマス、ソレ等ニ關スル手續規定デアリマシテ、第二項ノ準用ニ係ル第三百二十九條第一項ハ、先程申シマシタ通りニ理由ヲ付シタル決定ヲ以テ裁判ヲスルト云フコト、第三百二十九條ノ四ハ、即時抗告ニ關スル規定デアリマス、第三百三十五條ノ十一ハ、御承知ノ有限會社ノ社員ハ五十人以内デアアルコトヲ原則トシマスルケレドモ、場合ニ依リマシテ裁判所ノ認可ヲ受ケテソレ以上ニスルト云フ場合ノ手續規定デアリマス、第三百三十五條ノ十二ハ、有限會社ト株式會社トノ合併ヲ致シマシテ、サウシテ殘リマスル會社ガ株式會社デアアルト云フ場合ニハ、認可ノ申請ヲ必要トシテ居リマス、其ノ手續規定デアリマス、第三百三十五條ノ十三ハ、前條ト趣旨ノ規定デアリマシテ、有限會社ガ組織ヲ變更致シマシテ株式會社トナリマスルノニハ認可ヲ必要トスル、其ノ手續規定デアリマス、第三百三十五條ノ十四ハ矢張り準用デ手續ヲ決メテ居ルノデアリマシテ、是ハ理由ヲ付シタル決定ヲ以テ裁判ヲスベシト云フコト、及ビ申請ヲ許ス裁判ニハ不服申立ガ出來ナイト云フコトデアリマス、甚ダ錯雜

シタコトデ恐縮デアリマスルガ、要スルニ第一章ハ會社ノ設立及ビ其ノ存立申ニ付テノ諸般ノ事件ノ管轄及手續ノ内容ヲ規定シタモノデアリマシテ、在來ノモノハ其ノ儘之ヲ存置致シマシタガ、商法中ノ條文ガ變リマシタカラ、其ノ數ヲ矢張り改メマシタコト、新シイモノヲ大分加ヘマシタコト、其ノ二點ノ改正デアリマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 只今ヨリ政府委員ノ御説明ニ對シテ御質疑ガゴザイマスレバ御許ヲ致シマス

○山岡萬之助君 此ノ第一章ニ關シマスルコトニ付キマシテハ、只今ノ御説明ニ依リマシテ、在來ノ規定ヲ、商法並ニ有限會社ノ規定ノ必要ナル事項ヲ補綴致サレサコトト諒承致シマスノデ、別ニ其ノ事項自體ニ付キマシテハ問題モナイヤウニ私ハ思ヒマスガ、唯此ノ規定ノ形ノ上ニ於テ、百二十六條ノ中ニハ「其準用規定」ト斯ウ云フ風ニ書カレテアリマスガ、後ノ方ヘ參リマスト云フト、括弧ヲシマシテ、サウシテ條文ヲ示シテ「準用スル場合」ト云フ風ニ明カニ書カレテアリマスガ、前ノ方ハ全然條文ヲ示サズニ準用規定ト斯ウ云フヤウニサレテ居リマスガ、是ハドウ云フ關係デ左様ニナッテ居リマスカ

○政府委員(大森洪太君) 御尤ノ御質問デアリマシテ、實ハ私共モ立案ノ際ニ苦心ヲ致シタノデアリマシタガ、御指摘ニナリマシタ第三百二十六條ハ管轄ニ關スル問題デアリマシテ、此ノ場合ニ準用規定ヲ一々深切ニ入レテ居リマスルト大變錯雜ニナリマスルカラ、管轄ヲ定メル規定ダケハ一ツ御勘辨ヲ願ヒタイ、斯ウ云フ譯デ包括的ニ準用規定ト致シマシタ、其ノ他ノ場合ハ努メテ條文ヲ拾ヒマシテ明確ヲ期シマシタ、例ヘテ申シマスルト、後ニ御審議ヲ願フ問題デアリマスルガ、第二章ノ劈頭ノ改正部分、即チ第三百三十五條ノ十五デアリマス、是モ管轄ヲ定メル部分デアリマスルカラ、是ハ唯「其準用規定」ト云フノデーツ御勘辨ヲ願ヒタイト云フ趣旨デ書イタノデアリマシタ

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 別ニ御質問モゴザイマセスデスカ……色々本改正法律案ハ御研究ノ必要モアルカト思ヒマスガ、只今差當リ御質疑ガナケレバ、今日ハ是デ閉デマシテ、更ニ御研究ノ上質疑ヲ續行スルコトニ致シタラ如何デゴザイマセウカ……御異議ナイモノト認メマス、ソレデハ今日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十一時十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳徳君

副委員長 男爵渡邊 修二君

委員

侯爵徳川 頼貞君

侯爵中山 輔親君

子爵曾我 祐邦君

子爵加藤 泰通君

子爵米田 國臣君

建部 遯吾君

男爵前田 勇君

男爵山根 健男君

山岡萬之助君

藤沼 庄平君

岩田 宙造君

田中徳兵衛君

大澤徳太郎君

政府委員

司法省民事局長 大森 洪太君

昭和十四年二月二十三日印刷

昭和十四年二月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局